

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人安芸高田市国際交流協会（以下「この法人」という。）における、パート職員および日本語教室指導者ならびに学習支援員他法人活動業務者（以下「支援員」という。）の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 パート職員および支援員の給与は、時給制とし、次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(パート職員の基本給)

第3条 パート職員の基本給は、時給 900 円とする。

(支援員の基本給)

第4条 支援員の基本給は、時給 1,000 円とする。

(給与改定)

第4条 給与改定の時期は 4 月 1 日とする。給与改定の実施については、協会の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、パート職員および支援員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、会長が決定する。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、原則として支給しない。

(超過勤務)

第6条 超過勤務手当は、勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパート職員および支援員に対し支給する。

2 超過勤務・休日手当の額は、次により算出した額とする。

(1) 時間外勤務（法定労働時間内の場合）

基本給×勤務時間×1.00

(2) 時間外勤務（法定労働時間超の場合）

基本給勤務時間×1.25

3 この法人の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当を支給しないことがある。

(給与の支給日)

第7条 給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、支給日は当月の10日までとする。

2 超過勤務手当の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第 8 条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによるほか、パート職員および支援員代表との協定により控除すべき金額を控除して支給する。

(給与の減額)

第 9 条 いかなる場合によっても不労日が生じた場合は、給与は支給しない。

(賞与)

第 10 条 賞与の支給月は、原則として年 2 回 6 月、12 月とし、その額は、パート職員および支援員の勤怠実績、勤務成果および協会の財政状況を勘案し、会長が決定する。

2 賞与の支給対象期間は、次のとおりとする。

夏期賞与 前年 10 月 1 日より当年 3 月 31 日まで

年末賞与 当年 4 月 1 日より当年 9 月 30 日まで

3 賞与の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、賞与の支給日現在に在籍する者に支給する。

4 前各項にかかわらず、協会の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑則)

第 11 条 この規程の実施に関し、必要な事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。(令和 2 年 7 月 22 日理事会議決)